

議案第162号

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
川崎市わーくす川崎	川崎市川崎区堤根34番地15
川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号

」

を

「

川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号
-----------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

わーくす川崎及びわーくす中原を廃止するため、この条例を制定するものである。